

フィリピン共和国  
地方裁判所  
第7司法地域  
第11支部  
セブシティ

iComm International Inc 及び Unit 501, Skyrise 1 Building, Cebu I.T.Park, Apas, Cebu City のその他の居住者、テナントに対するコンピュータデータの検索、押収、調査令状発行申請について

**WSSECD NO.180-06-2019-11**  
R.A.No.10175 (2012年サイバー犯罪防止法) の6章に関連する R.A.No.8293 (フィリピンの知的財産法)の違反

SR. AGT. FRANSIS V. SENORA、国立調査局

### コンピュータデータの検索、押収、及び調査令状

国立調査局 御中

宣誓申請書の下での審査の後、Sr. Agt フランシス・V・セノーラ氏と証人の Que Tam Nguyen 氏及び中島和也氏は、R.A.10175 (2012年サイバー犯罪防止法) 6章が行われているか、または行われようとしている事に関連して R.A.No. 8293 (知的所有権法) の侵害を信じるに足る推定原因があると述べ、署名した。A.M.No. 17-11-03-SC (サイバー犯罪令状規則) 第6章の規定に従い、コンピュータデータの検索、押収および検査の令状 (WSSECD) が発行されます。

したがって、この WSSECD により、あなたは、Trakker システムまたはその侵害された同等物の操作に関連してインストールされているコンピュータログおよびタイムスタンプ、コンピュータソフトウェア、Web サイト、管理アクセスページなどを検索、押収および検査することができます。また、それに関連するシステム、Unit 501, Skyrise 1 Building, Cebu I.T.Park, Apas, Cebu City 内にある、回答者である iComm International Inc.のコンピューター、ラップトップ、サーバー、Trakker システムのユーザー名と認証情報、侵害の申し立てが行われたシステム "ADIM"のユーザー名と認証情報、ATNZ のオートオークションア

アプリケーションと WIRM、LA と ATNZ の AWS サーバーのユーザー名と認証情報、システムエリア、データセンターエリア、アカウントエリア、ATNZ スタッフエリア、および 3 つの営業エリアにある、トラッカーシステムおよび IBC に関連する Facebook ページと車両の鍵、SD カードおよびその他の輸出書類の認証情報について、この令状の履行中、上記 A.M.No.17-11-03 のセクション 6.5 に記載されている行動が許容されます。

期間内に、A.M.NO.AMNo.17-11-03-SC に規定された条件の下で、この令状に従って検索、押収、および調査された品目の監護権の同時転嫁とともに、初度報告を提出し、その後のこの WSSECD への最終報告を提出するように、法執行機関に命じます。

実施されない場合、法的罰則は生じない。

2019年6月20日 フィリピン、セブにて署名します。

Ramon B. Daomilas Jr  
裁判長

2019年 6月30日まで有効